

窓口業務のご案内

▽問い合わせ先⇨市民環境課市民登録係(☎内線123)

転出手続きはお早めに

転勤・進学などで市外に転出する人は、市役所での手続きが必要で、

手続きは、転出する日の14日前から可能ですので、新しい住所が決まりましたら、早めに手続きをしてください。

▽持参するもの(表1)および本人を確認できる身分証明書【マイナンバーカード、運転免許証など】

※市では、転入・転出など全ての住民異動の届け出の際に、なりすましや虚偽の届け出を防止するため、本人確認を行いますので、ご理解をお願いします。

印鑑登録手続き

実印(登録印)とその印鑑登録証明書は、不動産の売買や金銭の貸し借りなどの重要な取引に使う大切なものです。そのため、印鑑登録の手続きは、厳正に行います。印鑑登録の手続きは、代理

申請もできますが、その場合は登録に2、3日かかります。

また、印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録が必要となりますので、忘れずに持参してください。

マイナンバーカード記載の住所・氏名が変わったら窓口へ

マイナンバーカードに記載されている住所・氏名が変わった場合は、カードに新情報を記載しますので、窓口にお越しください。

また、マイナンバーカード内に署名用電子証明書の発行を受けている人は、住所や氏名に変更があった場合は、署名用電子証明書が失効しますので、注意してください。

月曜日と金曜日は窓口業務時間を延長

平日の窓口業務の時間は、午前8時30分から午後5時15分までですが、市役所本庁で

は月曜日と金曜日に限り、次のとおり窓口業務時間を午後6時30分まで延長しています。▽延長を行っている窓口と業務内容(表3)

平日に来庁できない人へ向けたサービス

■コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末に利用者が証明用電子証明書の4桁の暗証番号を入力することで、証明書が取得できます。

▽取得できる証明書

①住民票の写し②住民票記載事項証明書③印鑑登録証明書④所得証明書⑤所得課税証明書⑥戸籍の附票の写し⑦戸籍全部事項証明書(謄本)⑧戸籍個人事項証明書(抄本)

▽対象者⇨大船渡市に住民登録がある人

※⑥⑦⑧の戸籍関係証明書については、大船渡市に本籍がある人に限る(本籍が本市にあり、他市町村に居住する人は、事前にキオスク端末などから戸籍証明の利用登録申請が必要)。

▽利用可能時間

午前6時30分から午後11時
※12月29日から1月3日を除く土・日・祝日も利用可能

▽手数料

・①⑥⇨1通300円
・⑦⑧⇨1通450円

■閉庁日の申請受け付け

▽申請できる書類⇨住民票の写し、印鑑登録証明書
▽手数料⇨1通300円
▽申請できる人⇨本人または同一世帯の人

▽申請方法⇨閉庁日に市役所本庁で、日直に申請してください。後日、返信用封筒で書類を郵送します。

▽持参するもの⇨①本人を確認できる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)②切手を貼った返信用封筒(返信先を記入)③手数料④印鑑登録証(印鑑登録証明書を申請するとき)

▽申請受付時間⇨午前8時30分〜午後5時15分

■郵便による申請受け付け

▽郵便による申請の対象となる書類(表4)のとおり
▽申請方法⇨①申請書②本人を確認できる身分証明書(マイナンバーカード、運

転免許証など)の写し③手数料(郵便小為替④切手を貼った返信用封筒(返信先を記入)⑤委任状(本人から委任されたとき)を担当課に郵送してください。

後日、返信用封筒で書類を郵送します。
※申請書には、必ず日中の連絡先(電話番号)を記入ください。

■電話による予約受け付け・閉庁日交付

▽電話予約受け付けの対象となる書類(表5)のとおり

▽申請方法⇨平日に電話で担当課に申し込みください。

▽受領方法⇨閉庁日に市役所本庁で、日直に本申請を行い、申請した書類を受領してください。

本申請には、本人を確認できる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)、認め印、手数料が必要です。

▽電話予約・受領の受付時間⇨午前8時30分〜午後5時15分

各種証明書の申請書は、ホームページからもダウンロードできます。

【表3】延長を行っている窓口と業務内容

担当課	窓口業務内容
市民環境課	・住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書の交付 ・印鑑の登録、印鑑登録証明書の交付 ・出生、婚姻、死亡届など戸籍届書の受け付け ・火葬許可証・火葬場使用許可証の交付 ・転入、転出、転居などの受け付け ・自動車臨時運行許可証の交付 ・岩手県収入証紙の販売 ・マイナンバーカードの交付 ・電子証明書の発行・更新
国保年金課	・国民健康保険資格取得・喪失の受け付け ・出産育児一時金、葬祭費、高額療養費の申請受け付け ・その他国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する各種申請・届け出の受け付け ・医療費助成給付、医療費受給者証の申請受け付け ・国民年金の諸届の受け付け
税務課	・市税や資産に関する証明書の交付 ・市税などの納付 ・土地図面の閲覧・交付 ・原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車
水道事業所・簡易水道事業所	・水道の使用開始・中止の届け出ほか各種変更などの受け付け ・水道料金の納付

【表4】郵便による申請の対象となる書類

担当課	書類名	手数料	申請できる人
市民環境課	戸籍謄抄本	1通450円	・本人 ・同一戸籍の人 ・直系の親族
	戸籍の附票の写し	1通300円	
	改製原戸籍謄抄本	1通750円	
	除籍謄抄本		
税務課	身分証明書	1通300円	・本人
	住民票の写し		・本人 ・同一世帯の人
	所得・課税額の証明書	1枚300円	・本人 ・生計を一にする同居の親族 ・本人からの委任状をお持ちの人
	固定資産税の各証明書		
	納税証明書		1件300円

【表5】電話による予約受け付け・閉庁日交付の対象となる書類

担当課	書類名	手数料	申請できる人
市民環境課	住民票の写し	1通300円	・本人 ・同一世帯の人
税務課	所得・課税額の証明書	1枚300円	・本人
	固定資産税の各証明書		
	納税証明書	1件300円	

▷電話予約担当課電話番号

・市民環境課(住民票の写し=☎内線123)
・税務課(資産の証明=☎内線140・156)
(所得・課税証明=☎内線153・154)
(納税証明=☎内線157・158)



【表1】転出手続きに必要なもの

転出対象者	持参するもの
国民健康保険に加入している人	○認め印 ○国民健康保険被保険者証 ※お持ちの人は、高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書 ○学生被保険者証が必要な人は、学生証または在学証明書 ○マイナンバーの分かるもの
後期高齢者医療保険に加入している人	○認め印 ○後期高齢者医療被保険者証 ※お持ちの人は、減額認定証、限度額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書 ○マイナンバーの分かるもの
子ども・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦等医療費受給者証をお持ちの人	○認め印 ○各種医療費受給者証
介護保険被保険者証をお持ちの人	○認め印 ○介護保険被保険者証 ※お持ちの人は、限度額認定証、一部負担金等免除証明書、負担割合証

3月末〜4月上旬は、窓口が大変混み合います。お待ちいただく時間が長くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【表2】印鑑登録に必要なもの

申請者	持参するもの
本人の場合	○登録する印鑑 ○本人を確認できる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など、顔写真付きで官公署が発行したもの)または保証人(大船渡市に印鑑登録をしている人。登録印を持参の上、窓口に行ってください) ○手数料(1件300円)
代理人が申請する場合	○登録する印鑑、本人からの委任状 ※確認のため、本人あてに照会書と回答書を郵送します。 本人または代理人が、本人自筆の回答書と本人の住所・氏名が記載された官公署発行の書類を持参の上、再度窓口にお越しください。 ○手数料(1件300円)

■転出・印鑑登録窓口

市役所本庁市民環境課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所